

第54回  
埼玉県男女共同参画審議会

令和元年9月5日（木）

埼玉県県民生活部男女共同参画課

○武田会長　ここで議事に入ります前に、前回の審議会において委員から意見が出た事項への説明を事務局よりお願いします。

○事務局　恐れ入ります、前回、3月に開催されました昨年度の第2回の審議会できくつか委員の方からご質問いただきましたので、そちらにつきまして担当課に確認いたしましたので、ご説明させていただきます。

まず第1点は、本日も欠席ですが大崎委員から小児がん、それからAYA世代の妊孕性温存治療の一部助成について、ご質問がございました。がんの告知をされた時点で、妊孕性の温存を正しく導くドクターが全国的にとっても少なく、治療を行っていくとなると、途中からなかなかこの対策が実現しづらい部分があり、温存といったことになると凍結法となるのですが、実際1年間保存するとなると費用が高く、抗がん剤治療後に自分の出産できる体調に戻った後では、とても高い金額になってしまい、一時的に一部助成するだけだと追いつかないことが実際にもあるので金銭的な状況を知りたい、また、併せて、温存治療について病院は統一的な指導を行っているのか、対象となった若い女性に対して正しい情報が届いているのかをお聞きになりたいといったご主旨でした。疾病対策課に確認しましたところ、今回皆様のお手元に資料としてお配りしているリーフレット「がん患者さんの生殖機能妊孕性温存治療に対する助成制度のご案内 平成30年11月埼玉県」があると思います。こちらのリーフレットに概要は載っておりますが、補助制度についてはこちらに書かれているとおりです。また日本癌治療学会の診療のガイドラインがあり、それに基づいて行われる妊孕性温存治療に要する自己負担額のうち保険適用外の費用について、患者一人あたりにつき一回、精子及び卵子組織の採取と凍結に関して、別途所得制限などはありますが助成を行っている、このようなことが概要です。つきましては、大崎委員からのお尋ねにありましたような、凍結保存料、更新も含めての助成は、今のところ制度としては実施をしていない状況です。

また、一般的な話ですが、凍結の保存料につきましては、年間のご負担額として2万円から3万円くらいが多いということです。ただ、これは医療機関によって多少異なります。がん患者さんということで、不妊治療の場合よりは安価にしているような場合が多いのではないかとといった話もありました。埼玉県では、がん患者の妊孕性温存治療に関しまして医療従事者向けに研修会ですとか、県民向けにセミナー等を行って、このような制度があります、といった周知に努めているところです。また、それに併せて県のホームページや、先ほど皆様にご覧いただいたリーフレットなどの配布

に努めまして、より広く県民の方に知っていただくように努めているところです。大崎委員は今回ご欠席ですが、資料の送付と併せて審議会で事務局から報告しましたということをお伝えしたいと思います。

続きまして、村松委員から2点、ご質問を頂きました。1点目は、いわゆるひとり親家庭向きの高等職業訓練促進給付金の関係で、ご主旨としましては、看護師とか歯科衛生士とかの資格を取るために、母子家庭の方が10万円、所得によって違うのですが、もらえる事業があるが、この利用率があまり高くない、そもそも制度を知らない、市役所の担当者も知らないのではないかと、そのような現状があるように思われるので、ついては、当該職業訓練促進給付金の利用率とか、実施している自治体がどれぐらいあるのかを教えてほしいといったご主旨でよろしかったでしょうか。こちらは、少子政策課が担当しておりまして、確認したところ、ひとり親家庭用の高等職業訓練促進給付金については市及び町村については県の福祉事務所で事務を行っております。制度については県のホームページや各市のホームページにも掲載されております。昨年度は全市町村で給付している実態があり、おおよそですが平成30年度の利用状況が、市では417人、町村部、これは福祉事務所で事務を行った分ですが45人で、462人の実績があります。直近ですとそのようになっております。利用促進に関しましては、いろいろ周知を行っているところで、今年の7月から県のアプリ「まいたま」といったものがありまして、皆様ご存知でしょうか、ご利用いただいている方ももしかしたらいらっしゃるかもしれないですが、その中でひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金のお知らせを入れまして、皆様がアクセスしやすいような形での周知に努めているところです。今後とも利用の促進を工夫していきたいといった回答がありました。

もう一つ、生活保護の自立援助についての制度に関するご質問ですが、ご主旨としては、生活保護を受けている場合に、例えば交通事故にあったとか、夫からの慰謝料などをもたらした場合に、自立援助のための費用はあてられます。夫から100万円慰謝料をもたらしたら、看護学校にそのうち30万円を充てて、生活保護を受けながら看護学校に行く制度、これが自立援助の制度ですが、そもそもそのような制度自体をケースワーカーが知らない、そのような実態があるのではないかと、そのお金をただ役所に返すだけでそのまま生活保護となるのはなにか問題ではないかと、本人に意欲があっても制度を利用しているのに、制度が活用されていない実態があるのではないかと、生活保護の自立援助のために制度がどのくらい使えるのか、といったご質問でした。担当の社会福祉課からの回答としましては、生活保護の費用の返還の取扱いについては、

一律に厚生労働省からの通知に基づいて各市、及び町村については県の各福祉事務所で事務を行っており、交通事故にあたり、夫から慰謝料等をもたらした場合は、原則として事故があった日、調停、審判、訴訟等により慰謝料が確定した日から慰謝料の入金日までの生活保護費が返還対象となります。これにつきましては、各ケースワーカーがご本人から事情聴取したうえで、資格取得のための看護学校に通う予定があるといったような事情が認められる場合に、各市、及び県の各福祉事務所において必要と認められる金額を差し引いた額を返還する決まりで取扱いの事務を行っているような状況です。生活保護の受給者におかれましては、保護の決定の際に、各市、各県の福祉事務所作成の保護のしおりがあり、これをご本人に渡しまして、各制度につきましてはご説明を行っているとのことですので。そうはいつても、ケースワーカーも異動などで、制度について詳しく知らないケースもあろうかと思えます。職員に対しては新任者を対象とした新任者研修ですとか、あとは経験のある職員に対しても、制度の変更などがありますのでそれも含めた形での現任者を対象とした専門研修などを県で実施し、生活保護の事務に必要な知識等の質の確保に努めているところです。また今後ともお気づきの点等がございましたら、お知らせいただければと思います。以上です。

○武田会長 はい、質問の方はこれでよろしいでしょうか。

それでは本日の議事に入ります。次第の3の(1)男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についてです。このうち、資料1、埼玉県男女共同参画基本計画「推進指標」達成に向けた取組、および資料2、審議会等における女性の登用状況について事務局より説明をお願いいたします。

#### 【事務局説明】

○武田会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問がありましたらどうぞお願いいたします。

○村松委員 計画の推進指標10番の、配偶者暴力相談支援センターの設置市町村が増えたということですが、新しく設置した市町村を教えていただきたいのと、私個人としては配偶者暴力相談支援センターができることは良いのですが、数が増えているだけではなくて地域格差があるような感じがして、例えば埼玉北部の方、秩父の方ですとかは全然無かったり、桶川とかあちらの方が全然無かったりといった地域格差が

あると思うので、どこが新しく設置したのかということと、地域格差があるということについてどのようにお考えなのかということをお教えいただきたいです。

○事務局 新しくできた市町村ですが、平成30年度中にできたものは鶴ヶ島市で、平成31年4月1日にできたものが深谷市です。地域格差につきましては、たしかに南部の方が多かったりといったことがあると思うのですが、引き続き人口の多い市町村、10万人以上を目標にしておりますので、10万人以上の人口を擁する市町村には婦人相談センターと一緒に訪問いたしまして配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけているところです。なるべく県内全般に配偶者暴力相談支援センターができるように働きかけてまいりたいと思っております。

○武田会長 よろしいでしょうか。他の方はいらっしゃいますか。

○加藤委員 こちらの推進指標に今後加えていただきたい、検討していただきたい内容がございます。先日の埼玉県知事選に立会人をさせていただきました。その時に、過去の選挙投票についていろいろなデータを見る機会がございました。有権者数と投票率の関係で、当日の投票率は非常に男性が多く、期日前投票は女性が多い状況でした。そして最終的には男性の方が投票率は高い状況となっていました。ということは女性の方は投票率が低いといった結果が熊谷市では続いておりました。おそらく熊谷市だけの問題ではないと思います。実際に女性投票率が低いということであれば、選挙日や期日前投票の場所や日程、方法等がまだまだ足りなくて女性の声がなかなか政治に届いていないのではないかと大変に気になりました。今後、投票についてこのような傾向があることを推進指標に加えていただいて、全ての方が等しく政治に声が届けば良いのではないかなと思いました。以上です。

○事務局 今皆様にご覧いただいております推進指標が、埼玉県男女共同参画基本計画では平成29年度から令和3年度を計画の期間といたしまして計画されたものです。これに基づく推進指標ということで皆様にご披露いただいたところです。またこちらは令和3年度までの計画になり、令和4年度からの計画の策定をこの後行っていきますので、委員がおっしゃったような、いわゆる政治分野における女性の活躍なども踏まえて指標の方をどうしていくとか、そのようなことなどもぜひ皆様のご意見をいただきながら決めていければと考えております。

○武田会長 他には。島田委員おねがいします。

○島田委員 男性県職員の育児休暇取得率が平成30年度で13.5%ということですが、日数としましてはどれくらいの平均の取得日数とか最長どれくらいとか分かりますでしょうか。1日だけとか2、3日だけとかそういう方が多いのかどうかといったところも気になります。

○事務局 先ほど事務局から説明がありましたが、これはまだ確定の数値ではなく、3年間育児休業を埼玉県としては取れることになっていますので、今現在皆様に示している数値の、これ以降にまた取る職員がいると、お子さんが生まれた年度に応じてその部分が増えていくので、数値は増えていくことになります。そのことをお含み置きいただきたいと思います。

平成30年度の取得日数ですが、短い職員だと4日とか5日ですね。3日の方も少しいます。多い方だと3名が1年間。あと1年間超えているような職員も見られます。そのような状況です。

○島田委員 1年間という方は数的には。

○事務局 失礼しました。先ほど申し上げたのは平成29年度です。平成30年度で申し上げます。やはり同じです。一番少ない人だと3日です。それから300日を超えたような職員でよろしいでしょうか。3人です。分母が結局少ないので、126人とかでするのでその中での何%になります。以上です。

○武田会長 お願いいたします。

○廣澤委員 廣澤です。よろしく申し上げます。推進指標6番の「地域社会活動に参加している60歳以上の県民の割合」のところですが、計画を策定したところのパーセントが43.8%、平成29年度が39.1%続けて39.6%ということで、2年とも計画を策定した時のそもそもの数字を下回っているのですが、その辺の分析が分かったら教えていただきたいのですが。

○事務局 こちらですが、「担当課評価」の欄が真ん中の方にあるのですが、まさにそこに書かれているとおり、最も埼玉県としてはアクティブシニアの社会参加について、かなりシニアの方の社会参加を推進して施策を行っているのですが、実際、不参加の理由を見ますと、仕事や子育て等により忙しくて時間がない、お仕事に従事している方が結構いらっしゃるといった感じです。後はきっかけがない、興味がない、このような方が上位に挙がっています。後者の方はまだまだ私どもの施策を工夫して行っていく必要があるといったところです。あとは、定年延長や再雇用などにより、これからは、より働く高齢者が多くなることが予想されておりますので、さらにこのような地域活動に参加できる時間が少なくなるといったことは今後も継続されていくと思われま。ただ、仕事も社会参加も両立して皆様で行って行って、暮らしやすい社会を作っていこうということはあると思いますので、そのようなところで気軽に参加できるような機会の発信などについて引き続き検討していきたいと思っております。

○廣澤委員 ありがとうございます。ただ、感覚的には急にこの平成29年度から数字が落ちるといのは、今の説明だけでは納得できない部分がありますので引き続きよろしくお願いします。

○中村委員 今の件ですが、私の職場では今もう4人に1人が60歳以上です。ここ数年年金制度の関係で1歳ずつ支給年齢が上がってきていますから、そのたびに60歳以上の再任用が増えているのです。ですからこの指標もそもそもなぜ60歳以上にしたのかというのが大変疑問なのですが、これからもっと増えていきます。今の予想ですとこれからまたさらに全体の3分の1くらいまで増えていくのではないかという予想になっていますから、60歳というところで切るとどうしてもこの数字は上がっていかないとと思うのですね。60歳は現役です。この先もし指標を検討される時にはその辺を勘案していただいて、私が退職する時には65歳まで年金は一銭も出ませんから65歳までフルで働かないと暮らしていけないといった状況になっていきます。

○事務局 今後のいわゆる年金の支給の関係ですとか定年延長などの動向を踏まえてまた担当課の方でも検討していくと思っておりますので、そのことをしっかり伝えていきたいと思っております。

○武田会長 では何か他のご質問ありますでしょうか。

○瀬地山会長代理 瀬地山です。4、5点あります。全部1回申し上げているので変わらないのでしょうか、まず1点目ですが、推進指標2番のところの30歳から39歳の就業率を指標にしている点ですが、国勢調査を使うのであれば夫婦と子供からなる世帯を取れば良いのであって、つまり30歳から39歳の女性の就業率は少子化が進む、母子家庭が多くなると上がります。それから晩婚化が進むと上がります。したがっておそらく子育て中に働いている人が増えるといった意味での指標にしたいのでしょうか、これはほっといても少子化が進むと必ず上がるデータで、そもそも指標としての意味を持ちません。出生動向基本調査や労働力調査が各県別に取れないというのはそのようですが、今聞いて、5年ごとの国勢調査を取っているのであれば国勢調査は夫婦と子どもからなる世帯の値が取れますので、そちらで計算をし直すのが普通のやり方で、漫然とと言いますか、パッと見える30代の女性の就業率だから失業は入っていないのかもしれませんが、労働力率なのかどちらにせよこれを採用してしまうのはおかしいと思います。

それから推進指標4番ですが、待機児童の問題、これも何度か申し上げているのですが、私は保育所の経営をしていますので、日本でトップ3で待機児童が多いのは明石市です。でも明石市は市民に聞いたら本当によくやってくれていると言います。これには理由があって本当に最後まで探すからです。待機児童は選挙前にゼロになるところが結構あるのです。どうやるのかというと、志望した人に向かって第6志望、第7志望とかとてつもなく遠い所に決まりましたとやるのです。そうすると取り下げるので待機児童ゼロにできるのです。そのようなことをやる自治体が結構あるのに対して、明石市は本当にちゃんとやっているのです、数は多いのですが市民の満足度はものすごく高いのです。だからここの形式的な、市町村の管轄の問題ですから県は直接ではありませんが、形式的にゼロなのか、市民の肌感覚としてゼロに近いのかは別の問題ですので、少し考えていただきたいと思います。

それから延々とバトルをやってしまいました、県職員の育児休暇取得率の問題ですが、推進指標の5です、126人とお伺いしました。そうすると13.5人が15人になるために1人か2人です。これを目標と言うのかという事を私はずっと問題提起をしており、それについては労働局の方も含めて疑問に思い、人事課に説明をして欲しいと申し上げたところですが。説明にはいらっしやってくださいませんでした。一応、新しく選ばれた知事も、公約の中に男性の育休取得促進と書いてあります。それを背景にしたときにこんな100人で1人、2人増えたら目標達成できるといった目

標をそもそも置くことが、男性の育休取得促進になるのか、その点について大変強い疑問を感じます。

4点目、推進指標2番の案件で、さらに言うと、資料2の保健医療部のところですね、これも前々回申し上げて、新聞記事の資料をお渡ししているので、できればもう一回議事録に載せていただきたいのですが、ここで2019年3月31日でゼロになっているのが、埼玉県指定難病審査会とか、がん登録審議会とか、それから医療系がものすごく低いのです、女性が。それについて該当する女性がいないからだとおっしゃっているわけですが、これも延々と申し上げていますが、埼玉県の学校で医学部に行くのは、浦和高校が圧倒的に多いのです。つまりその供給源をコントロールしていない限り、この問題はたぶん解決しないだろうと思います。浦和高校を共学にするのが難しいのであれば、共学の学校、大宮高校などを強化するとか、何かしないと埼玉県の女子高校生は医学部に行くのが大変難しい、といったことがデータからはっきり出ているので、これを放置する限り、この毎年このゼロが出てくると該当者がいないためと言うのですが、今からやったからと言って、埼玉県に帰ってきて女性の医師が出てくるのは10年後くらいでしょうけれども、そうであったとしても該当者がいないので、短期的に逃げていてもおそらく問題は何も解決しないと思います。

5点目の、先ほどの60歳以上の地域社会活動に参加している60歳以上の件ですが、65歳にしておかないとどんどん下がるはずですが、これから。60から65歳の間の労働力率は一貫して上がっていて、男性の場合はかなり高くなっていますのでこれが上がるはずがないと思います。これはむしろ下がったほうが良いような数値です、逆にいうと。ですので、これは65に変えないと指標としての意味を全くなさない、と思います。以上です。

○武田会長 ありがとうございます。新しい計画に向けてまた考え直していかなければならないようなレベルのお話まで、いろいろと出ていますが、今ある計画の進捗状況といった観点からお答えをいただければと思います。

○事務局（ウーマノミクス課長） ただいま貴重なご意見を拝聴いたしまして、今の進捗状況という面では、おっしゃるとおりどこの県も30代の女性の就業率というのは上がる傾向にありますので、県ではこの目標値に関しては、達成できるのではないかなと考えているところです。今後の指標については、いろいろなデータもありますし、5か年計画との関係もありますので、また中で検討していきたいと思います。

○瀬地山会長代理 すみません、今のお答えでは不十分で、つまり目標達成しても意味がないと申し上げているのです。ですので、内実の数値をきちんと取ってください。夫婦と子どもからなる世帯の数値が上がっていないと、30代の女性の数値が上がって、結果として目標が達成しました、と言っても意味がないのです。

○事務局（ウーマノミクス課長） 夫婦と子どもからなる世帯の女性の就業率についての分析をやったことがこれまでございませんので、中で少し検討させていただきたいと思います。

○瀬地山会長代理 国勢調査で一貫して取れますので比較してください。

○武田会長 数字で確認したいのですが、男性職員の育休の取得のところ、126人という総数の中で3人とかそういうようなことでしょうか。大体100人くらいとは、男性の育休の取得者ですか。

○瀬地山会長代理 取得者です。

○事務局 先生がおっしゃったように、確かに1人2人上がればパーセンテージは上がるのですね。それはもうおっしゃるとおりで、分子があと1人2人、取得者が増えればパーセンテージが15パーセントすぐ行くのではないかと、が先生のご主旨でよろしかったですか。

○瀬地山会長代理 そうですね。

○事務局 それはおっしゃるとおりで、分母がそのくらいのため、分子が1人2人増えれば確かに15パーセントはすぐにクリアできる、そこがなかなかやはり難しい。なおかつ先ほど申し上げたことの繰り返しで恐縮ですが、これは今年でいけば平成31年3月31日現在の数値ということで、人事課に照会した数値です。平成31年4月1日以降で例えば、平成30年度に生まれたお子さんの父親が育児休業を取得すると、これでまた増えてきます。今手元にある数値、参考に申し上げますと、今現在も少し増えてまして、平成30年度ですと、6月30日現在で14.3パーセントまで上がっています。これは何を示しているかということ、今申し上げたとおり、この数値

を3月31日現在で取りましたので、その後4月から6月までの間に数名増え、結局14.3パーセントが最新の数値となっております。このように、数値は今後上がってくる可能性がありますので、繰り返して恐縮ですがそのような取り方をしているということを重ねてお知らせしたいと思います。

○瀬地山会長代理 2年目3年目以降の取得者はそんなに多いのですか。手当は出ないですね。

○事務局 そんなに多くはないです。手当は、県の場合ですと、1年目までは給付金が出ます。

○瀬地山会長代理 出ないのですよね。2年目3年目にわざわざ取る人というのは、特に男性の場合はほとんどいないということなのです。14.3パーセントになっているのであれば、あと何人か取ったらすぐに目標値クリアなわけで、実勢値を維持するという範囲のことで、こういうのは我々の感覚からすると誤差です。14.3と15というのは誤差の範囲で、これは目標にはなりません。現状維持という目標をとったというメッセージにしかならないのです。ですからそこはちょっと目標の立て方がそもそもおかしいとしか言いようがありません。

○事務局 そちらにつきましては、重ねてご説明しているとおりでですので、県の知事部局等を対象といたしました特定事業主行動計画上の目標値といったことで行っております。こちらは皆様へご案内した資料1で、15パーセントという数値を令和2年度末までに達成するといったことで行っております。今後、また新しい特定事業主行動計画の策定が行われますので、こちらの審議会でもこのようなご意見が重ねて寄せられているといったことを人事課にも伝えていきたいと思っております。

あとは現状といったことでお伝えしたほうがよろしいでしょうか、今の育休の関係ですが。

○武田会長 他に、審議会のゼロとか、目標というか、平均的には結構全国的にはいいのかもしれませんが、でも非常に女性が全くいないとか、10パーセントにもいないとか、10何パーセントといったような審議会がある中で、平均がそれなりによいからといって、やはり審議会の男女共同参画を進める施策が順調に行われているよ

うな結果とも言えないので、やはり非常に少ないところについては丁寧に担当課がどういう取組をして、それでもやっぱりだめなのか、一体どういう取組をしたのかとか、そこら辺のところのご説明をお伺いしたいと思います。

○事務局 それは指定難病審査会ですとか、その担当課に伝えるということでしょうか。

○武田会長 現時点で、特に今、すでにご説明いただいたような、一般的な、というか共通する理由、そのようなこと以上に特にご説明がなければ。

○事務局 ご指摘の指定難病審査会やがん登録審議会など、主に指標を達成していない審議会等につきましては、担当者に男女共同参画課へおいでいただいたり、こちらから出かけていくこともあるのですが、個別にヒアリングを行っております。今後の取り組み状況、あとはもちろん現状を踏まえて、そのようなところを聞きながら、引き続き、働きかけ等をしていくように、とお願いをしているところです。

また、専門の審議会等以外のところで、例えば公募委員、今回男女共同参画審議会も公募の委員の方々がいらっしゃっているのですが、公募の委員がいらっしゃるところにつきましては昨年度の2月末からですが、県のホームページに公募の委員が含まれているところで公募を行っています、といった情報を全て男女共同参画課のページで一括して見られるような形にいたしまして、情報を提供しております。そのようなところをご覧いただきながら、ぜひ参加していきたいという、女性、もちろん男性を含めてですが、ぜひ手を挙げていただけるようにということで、ご案内等併せて進めているところでありますので併せて申し添えます。以上です。

○中村委員 女子高校生の医学部進学の件について先ほどちょっとお話があった件について申し上げたいのですが、私は別に教育局の代表ではないのですが、まず埼玉県医学部進学が、浦和高校がダントツというのは事実と違います。

○瀬地山会長代理 いや統計で出ています。

○中村委員 いや統計上事実と違います。浦和一女も先ほど委員のおっしゃった大宮高校も頑張っておりますので、それがまず一点と、それから埼玉県だけが女子生徒の

医学部進学が少ないといった事実もありません。他県と比較してもそんなに変わりはありません。ですから、その点を処方箋として、観点としてみるのはあまり得策ではないと感じます。そもそもその女性医師が少ないのは埼玉県に限ったことではなくて、どこの県でも非常に深刻な状況になっておりますが、その原因の一端というのが、みなさんご存じのとおり、もともと女性医師を増やすなという圧力がかかっているというのが実態としてあります。この件については、もう我々高校関係者は既に薄々感づいていた、もうずいぶん前から。要するに、男子よりも女子のほうが合格しにくい。それは、我々高校とか受験産業では感づいていることなのです。実際にデータも出ていて、全ての学部を比較すると、ほとんどの学部、大半の学部は女子の方が合格率が高いのです。理学部だけ男女が約半分ですが、それ以外は女子の方が合格率が高い。ところが医学部医学科に関しては女子の方が圧倒的に合格率が低いのです。男女半々のときを1とすると、0.8くらい。異常に低いです。ほとんどの学部が1.2とか1.3などで女子の方が高いのです。これは昨年話題になった大学がありますが、その大学個別の問題ではなく、全国的に医学部は低いのです。むしろ大きな影響はそこにあります。今は全国的にそれを是正しようと動き始めているところですが、まずそういった大きなところに目を向けて女性医師を増やしていく、これは何年もかかることですので、すぐにこの指標が改善するとは到底思えないのですが、やはり全体として女性医師を増やしていくという方向で頑張っていく必要がありますし、我々高校関係者としても女子の医学部進学について引き続き努力してまいりたいと思いますが、埼玉県だけが女子生徒の医学部進学が低いという事実はありませんので、この点についてはご理解いただきたいと思います。

○瀬地山会長代理 すみませんでした。手元にデータがないので、こちらも申し上げかねますので、あとで提供させていただきます。

言い忘れていた点がひとつあるのですが、これも以前に申し上げたことですが、東京の保育所は今、公立以外は人が集まらないのですね。おそらく埼玉県もかなりの政策をとらない限り、埼玉に住んで東京で働く保育士がたくさん出てきてしまい、どんどん保育士不足になる可能性があると思います。私が経営している保育所は人手不足で倒産しそうです。強烈的な額の補助金が出ます、目黒区は住居費としてですが。8万円出しています。そのような政策を取らないと、新設の保育所には人が集まらないといった現象が起きます。ゼロサムゲームですので、あまり意味がない、というよりもむしろまわりの県から人を取ってくるぐらいのことをしない限り、逆に埼玉の保育士

さんが東京に流れるといったようなことがずっとおきますので、気がついていらっしゃると思うのですが、この保育人材の確保が不可欠ということについては、定着、例えばどこかから来た人に対して居住、そこに住んでそこで働くことに強い補助金を出さずとかやらないと、おそらくどんどん東京に引き抜かれていくといったことが起きると思います。以上です。これは、お答えいただく必要はありません。

○武田会長 だいぶ時間も過ぎてきておりますが、この進捗状況についてほかに何か、あとまだ出ていない件で、ぜひ発言しておきたい方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この質疑はここまでにさせていただいて、続いて次第の3の2報告事項について、に進みたいと思います。資料3、配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）の進捗状況（平成30年度）、及び資料4の埼玉県男女共同参画推進センター令和元年度事業の概要、について事務局より報告をお願いします。

#### 【事務局説明】

○武田会長 ありがとうございます。いまの報告事項の事務局説明について何かご質問がございましたらどうぞ。

○村松委員 資料3の重点6のDV被害者とその子どもに対する心のケアの実施、のところですが、びーらぶは素晴らしいと思うのですが、びーらぶは小学生までが対象で、中学生とか高校生でDVを目撃した男の子で、これはお父さんと同じことをお母さんに再現してしまい、避難後もすごく苦しんでいる事例があり、現に講座をやっても中学生とか高校生向けの心を癒してもらうといった公的なものがなくて、お金ある方は1万円1回カウンセリングとに行けるのですが、シングルマザーでそれができる方が限られていて、この前も相談受けたのですが、子どもが父親と同じようなことをすると、どこに相談したらいいのだろう、と。相談先が無いのですよね。びーらぶは小学生の子はびーらぶにといい感じですが、びーらぶも素晴らしいと思うのですが、少し要件が厳しすぎて、例えば小学校1年生から小学校3年生までとなると、兄弟2人いて、弟だけしか行けなくて上のお兄ちゃんは誰かに預けなければならぬといったことで、結構使い勝手が悪い。効果を高めるために、参加者の子どもの年齢を、小学校1年生から3年生までにしたいのしょうけれど、上の兄弟を

預けて下の子だけ受けさせるのは、母親としてみなさん抵抗があるみたいで、びーらぶをもうちょっと強化していただいたり、中学生とか高校生向けの何か支援があるとやはり助かるんじゃないかなというのが個人的ないろいろ意見を受けているので。びーらぶ以外はないと理解でいいのですかね、そのような支援というのが。

○事務局 びーらぶについてはおっしゃられたとおり小学校1年生から3年生までですが、やはり高学年のお子さんについてもっとご要望が多いので、びーらぶという形ではないのですが、同じような心のケアといったことで高学年向けの講座を今年度は実施しております。

○村松委員 名称はなんというのでしょうか。

○事務局 同じパープルネットさいたまというところに委託しまして、思春期ワークという名称だったと思うのですが高学年向けとしております。ただ、中学生高校生向けのものについては今現在実施していないのが現状です。今後検討していきたいと思っております。

○村松委員 中高生向けは今はないということですか。

○事務局 今のところはないです。

○武田会長 他にございますでしょうか。よろしいですか。では時間ですので以上をもちまして本日の議事を終了いたします。